

令和7年度第4回

長沼町教育委員会臨時会会議録

令和8年3月26日 開会

令和8年3月26日 閉会

長沼町教育委員会

令和7年度第4回長沼町教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 令和8年3月26日(木) 16時00分～16時53分

2. 場 所 長沼町役場 3階第1・2会議室

3. 出席者

教育長 八 柳 圭
委員 田 村 昭 夫
委員 天 野 広 道
委員 桃 野 千 恵 子
委員 菊 地 貴 弘

4. 欠席委員 なし

5. 事件説明のため出席した職員

学校教育課長 小 林 尚 雄 以下関係職員
社会教育課長 居 上 透 以下関係職員

6. 会議事件 別紙議事日程のとおり

7. 議 題

| 事件番号 | 事 件 名 | 審議結果 | 議決年月日 |
|-------|---|------|--------|
| 報告第1号 | 学校職員の発令内申について | 報告済み | 8.3.26 |
| 報告第2号 | 長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会からの中間答申について | 報告済み | 8.3.26 |
| 報告第3号 | 令和7年度一般会計教育費補正予算(第8号)について | 報告済み | 8.3.26 |
| 報告第4号 | 区域外就学の届出について | 報告済み | 8.3.26 |
| 議案第1号 | 長沼町青少年センター青少年指導員の委嘱について | 原案可決 | 8.3.26 |
| 議案第2号 | 長沼町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則の制定について | 原案可決 | 8.3.26 |

し採決を行います。

令和7年度 第6回 長沼町教育委員会 定例会 会議録につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長 ご異議なしと認め、前回会議録につきましては、これを承認することに決定いたしました。

八柳教育長 日程第3、教育長業務報告を行います。
教育長業務報告は配布資料のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

以上で教育長業務報告を終わります。

八柳教育長 日程第4、『学校職員の発令内申について』報告第1号を議題といたします。報告内容の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。

小林課長 議案1ページ目をお開き願います。報告第1号『学校職員の発令内申について』。学校職員の免職及び採用に伴い、長沼町教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり発令内申したので同条第3項の規定により報告する。令和8年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

議案2ページ目をお開き願います。

まず教頭人事です。3月31日免職、窪田浩季、滝川市立西小学校へ、阿部哲、岩見沢市緑中学校へ異動です。4月1日採用、横井隆志、美唄市立東小学校から、柳沼浩次、滝川市立明苑中学校から異動です。

次に小学校教諭人事です。3月31日免職です。根上和幸、自己都合による退職、鎌田裕希子、勸奨退職、小西千和子、南幌町立南幌小学校へ、千葉晃治、由仁町立由仁小学校へ、中村琢也、三笠市立岡山小学校へ、黒川広佳、岩見沢市立岩見沢小学校へ、工藤麻衣、三笠市立三笠小学校へそれぞれ異動です。

次に4月1日採用です。大串尚子、長沼町立長沼小学校再任用、向井弘行、栗山町立栗山小学校から、川平由里子、三笠市立三笠小学校から、樋口誠司、三笠市立岡山小学校から、長嶋義博、南幌町立南幌小学校から、後藤美佳、栗山町立栗山小学校から、橋本佳代子、岩見沢市立志文小学校からそれぞれ異動です。

次に中学校教諭人事です。3月31日免職です。川端春代、南幌町立南幌中学校へ異動です。

次に4月1日採用です。宝金和彦、栗山町立栗山中学校から異動です。太田佑、

新採用です。

次に栄養教諭人事です。3月31日免職です。丸子巧、美唄市立中央小学校へ異動です。

次に4月1日採用です。松本夕子、美唄市立中央小学校から異動です。

次に事務職員人事です。4月1日採用、宮吉正和、夕張市立夕張中学校から長沼町立長沼小学校へ異動です。

以上で、報告内容の説明を終わります。

八柳教育長

説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長

質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

八柳教育長

報告第1号『学校職員の発令内申について』は、報告済みとして処理いたします。

八柳教育長

日程第5、『長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会からの中間答申について』報告第2号を議題といたします。報告内容の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。

小林課長

議案4ページ目をお開き願います。報告第2号『長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会からの中間答申について』。長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会設置規則第2条の規定により、長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会に諮問した事項について、別冊のとおり中間答申があったので報告する。令和8年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

別冊でお配りしております資料をご覧ください。

こちらは令和8年3月24日に長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会から教育委員会へ提出された2回目の中間答申となっており、当該内容につきましては、これまで審議した事項のうち、校章・校歌・制服・教育目標などについて取りまとめたものを記載しております。

まず、答申の構成についてご説明いたします。

表紙裏面の目次をご覧ください。1ページ目に「はじめに」として、当該開校準備委員会の概要等について記載しており、今回の答申では、2ページ目以降で2の校章、3の校歌、4の制服、5の教育目標についての審議結果と内容を記載するとともに、現在、一部検討段階である6の各部会の状況や7の地域開放の検討状況について記載しております。

次に、記載内容についてご説明いたします。1ページ目をお開き願います。
長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会は令和6年8月9日に長沼町教育委員会から、記載のある6つの事項について諮問を受けております。

本開校準備委員会は、委員を学識経験者、小・中学校や未就学児の保護者の代表（各PTA等）、学校の代表者及び関係者（校長・教頭・主幹教諭）、その他教育長が認めた者で組織し、協議の中に町民と保護者の意見及び学校としての意見を広く反映できるものとなっております。

次に、2ページ目をお開き願います。

2. 校章の審議結果と内容のところの、（1）校章の審議結果につきましては、開校準備委員会会議における計5回の審議及び児童生徒へのアンケート結果を踏まえて、子どもたちの意見を尊重することとし、以下のデザインを長沼町立長沼学園の最もふさわしい校章として決定した旨を記載しております。

また、その下の「デザイン解説」と表示された四角の枠内につきましては、デザインをご提案いただいた作者の説明と配色の意味についても記載しております。

（2）校章の審議内容につきましては、これまでの審議経過について①から⑥まで記載しております。

7ページ目をお開き願います。

3. 校歌の審議結果と内容のところの、（1）校歌の審議結果につきましては、開校準備委員会における計5回の審議の結果、長沼小学校校歌と長沼中学校校歌を継承し、第14回会議において、これまでの会議結果等を踏まえ、長沼小学校校歌の歌詞にある「長沼小学校」を「長沼学園」に、長沼中学校校歌の歌詞にある「長中で」を「長沼で」に修正し、長沼小学校校歌を全校児童生徒が歌える歌、長沼中学校校歌をおおむね第5学年以上が歌える歌として、儀式的行事など場面に応じて使用することで決定した旨を記載しております。

また、校歌の名称については、長沼小学校校歌を校歌「長沼学園」長沼中学校校歌を校歌「希望の丘」とすることとした旨を記載しております。

（2）校歌の審議内容につきましては、これまでの審議経過について①から④まで記載しております。

資料10ページ目をお開き願います。

4. 制服の審議結果と内容のところの、（1）制服の審議結果について記載しており、開校準備委員会における審議及び児童生徒、保護者へのアンケート結果を踏まえ、第12回会議において慎重に審議した結果、子どもたち及び保護者の意見を尊重し、長沼町立長沼学園の新しい制服として以下のデザインを決定した旨。また、ポロシャツやニット製品（ベスト等）は指定品とせず、ポロシャツのみ推奨品を用意することとし、ポロシャツのカラーやニット製品の着用にかかる運用については、中学校の生徒指導部等と今後検討していくこととした旨を記載しております。

す。

なお、ジャージについては、現行のデザインを維持しながら、エンブレムのみを変更する軽微な修正とすることとした旨を記載しております。

(2) 制服の審議内容につきましては、これまでの審議経過について①から⑥まで記載しており、制服の方向性を検討するために実施したアンケート及び結果や制服のメーカーを決めるための公募型プロポーザルを実施した旨などを記載しております。

14ページ目をお開き願います。

5. 教育目標の審議結果と内容のところの、(1) 教育目標の審議結果につきましては第14回会議において、教育目標にかかる児童生徒のアンケート及び教職員への意見照会結果、小中一貫教育推進委員会での検討を経て、事務局から提案された教育目標案の「自ら学び続ける長沼の子」について、慎重に審議した結果、事務局案のとおり教育目標を決定した旨を記載しております。

(2) 教育の審議内容につきましては、これまでの審議経過について①から②まで記載しており、教育目標決定までの手順について、教育目標の原案を作成するにあたり、教育目標に使用する言葉について子どもたちへのアンケートを実施し、そのアンケート結果を踏まえて教職員への意見照会や小中一貫教育推進委員会で共有・検討した旨を記載しております。

16ページ目をお開き願います。

ここでは、教育目標についての解説を記載しております。

最後に17ページ目をお開き願います。

6. 各部会の検討状況と内容につきましては、検討状況について別添資料において報告する旨を記載しております。

次に7. 地域開放の審議状況と内容につきましては、検討段階であり、グループ協議で実施した内容を記載しております。

別途、参考資料として、目次に記載している5つの資料を別添でご用意しております。

以上が中間答申の内容となっております。

なお、各部会の検討事項や地域開放の運用については今後も審議を重ね、審議経過等については、来年度予定している最終答申で盛り込むことを予定しております。

以上で説明を終わります。

八柳教育長

説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

八柳教育長 報告第2号『長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会からの中間答申について』は、報告済みとして処理いたします。

八柳教育長 日程第6、『令和7年度一般会計教育費補正予算（第8号）について』報告第3号を議題といたします。報告内容の説明を、小林学校教育育課長より申し上げます。

小林課長 議案5ページ目をお開き願います。報告第3号『令和7年度一般会計教育費補正予算（第8号）について』。令和8年3月13日招集の令和8年第1回長沼町議会定例会に別紙のとおり補正予算が提出されたので報告する。令和8年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

議案6ページ目をお開き願います。

10款5項5目 学校給食センター費 補正額1,275千円の増、学校給食センター運営経費でございまして、厨房床下蒸気配管破裂による修繕費の増でございます。

以上で報告内容の説明を終わります。

八柳教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

八柳教育長 報告第3号『令和7年度一般会計教育費補正予算（第8号）について』は、報告済みとして処理いたします。

八柳教育長 次の審議事項（報告第4号）からは非公開です。傍聴人はいませんので、そのまま会議を続けさせていただきます。

非 公 開

八柳教育長 次の審議事項（議案第2号）からは公開です。傍聴の申し出がありませんので、会議を続けます。

八柳教育長 日程第9、『長沼町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関

する規則の制定について』議案第2号を議題といたします。提案理由の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。

小林課長

議案11ページ目をお開き願います。議案第2号『長沼町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則の制定について』。長沼町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則を次のとおり制定するものとする。令和8年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

議案12ページ目をお開き願います。

長沼町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名に関する規則でございます。第1条に目的、第2条に押印等の義務付けの廃止でございます。なお、13ページ、14ページに、規則名称、様式対応が記載されており、全部で41件となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

八柳教育長

説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長

質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

八柳教育長

議案第2号『長沼町教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則の制定について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長

ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

八柳教育長

日程第10、『長沼町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について』議案第3号を議題といたします。提案理由の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。

小林課長

議案15ページ目をお開き願います。議案第3号『長沼町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について』。長沼町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。令和8年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

新旧対照表を用いてご説明申し上げます。議案17ページ目をお開き願います。

左側が現行、右側が改正案となっており、議案第2号の特例規則にかかる本文改

正のため、先ほどの議案とは別で単独の扱いとなります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

八柳教育長

説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長

質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

八柳教育長

議案第3号『長沼町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長

ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

八柳教育長

日程第11、『長沼町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について』議案第4号を議題といたします。提案理由の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。

小林課長

議案18ページ目をお開き願います。議案第4号『長沼町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について』。長沼町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。令和8年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

新旧対照表を用いてご説明申し上げます。議案21ページ目をお開き願います。

左側が現行、右側が改正案でございます。この規則では、小学校の児童、中学校の生徒、高校の生徒、高等学校の生徒、小学校・中学校・高等学校等の学校給食の提供を受ける職員等の納付額を、1期から9期までの額を改正するものです。この規則は、令和8年4月1日から施行するものでございますが、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに限り、22ページのとおりこの期間は、小学校の児童については0円、中学校の生徒については3,000円、高等学校の生徒については7,200円、小学校・中学校・高等学校等の学校給食の提供を受ける職員等についてはそれぞれ以下のとおりとさせていただきます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

八柳教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

八柳教育長 議案第4号『長沼町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

八柳教育長 日程第12、『長沼町水泳プール条例施行規則の一部を改正する規則制定について』議案第5号を議題といたします。提案理由の説明を、居上社会教育課長より申し上げます。

居上課長 議案23ページ目をお開き願います。議案第5号『長沼町水泳プール条例施行規則の一部を改正する規則制定について』。長沼町水泳プール条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。令和8年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

新旧対照表を用いてご説明申し上げます。議案25ページ目をお開き願います。

2月24日開催の第6回教育委員会定例会におきまして、長沼町水泳プール条例の一部改正を町長に依頼し、去る3月5日召集されました、令和8年第1回議会定例会におきまして議決をいただきましたことから、長沼町水泳プール条例施行規則につきましても、一部改正を行うものでございます。新旧対照表にありますとおり、第4条(1)(2)に記載がありますプールの名称を削除し、全文を改める内容です。続きまして、議案の26ページから29ページにつきましては、様式1号から4号の使用施設のプールの名称を削除する改正内容でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

八柳教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

- 八柳教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。
- 八柳教育長 議案第5号『長沼町水泳プール条例施行規則の一部を改正する規則制定について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 八柳教育長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。
- 八柳教育長 日程第13、『長沼町立学校スクールバス利用管理規程の一部を改正する規程制定について』議案第6号を議題といたします。提案理由の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。
- 小林課長 議案30ページ目をお開き願います。議案第6号『長沼町立学校スクールバス利用管理規程の一部を改正する規程制定について』。長沼町立学校スクールバス利用管理規程の一部を改正する規程を次のとおり制定するものとする。令和8年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳圭。
- 新旧対照表を用いてご説明申し上げます。議案32ページ目をお開き願います。様式のみで改正でありまして印を削除するものでございます。こちらにつきましても、先ほどの議案第2号の規則と同じでありまして、規程が1件だったため、単独の取扱いとなり提案させていただきます。
- 以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。
- 八柳教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。
- (なしの声)
- 八柳教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。
- 八柳教育長 議案第6号『長沼町立学校スクールバス利用管理規程の一部を改正する規程制定について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 八柳教育長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

八柳教育長

日程第14、『教育財産の用途廃止について』議案第7号を議題といたします。
提案理由の説明を、居上社会教育課長より申し上げます。

居上課長

議案33ページ目をお開き願います。議案第7号『教育財産の用途廃止について』。
次のとおり、教育財産の用途を廃止する。

1 用途を廃止する教育財産の所在、種目

(1) 長沼舞鶴水泳プール

施設 ・競泳25m

場所 長沼町東5線南12番地

面積 500㎡

(2) 北長沼水泳プール

施設 ・競泳25m

・幼児用

場所 長沼町東2線北15番地

面積 830㎡

(3) 南長沼水泳プール

施設 ・競泳25m

・幼児用

場所 長沼町東4線南6番地

面積 830㎡

令和8年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

本件につきましては、3月5日に招集されました令和8年第1回議会定例会におきまして、水泳プール条例の一部改正の議決をいただきましたことから、舞鶴水泳プール、北長沼水泳プール、南長沼水泳プールの所管外の事務手続きに先立ちまして、4月1日付けで教育財産としての用途廃止を行うものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

八柳教育長

説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長

質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

八柳教育長

議案第7号『教育財産の用途廃止について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

八柳教育長 日程第15、『学校における働き方改革アクション・プラン（第3期）の一部改正について』議案第8号を議題といたします。提案理由の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。

小林課長 議案35ページ目をお開き願います。議案第8号『学校における働き方改革アクション・プラン（第3期）の一部改正について』。学校における働き方改革アクション・プラン（第3期）の一部を次のとおり改正するものとする。令和8年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

議案36ページ目をお開き願います。

左側が改正案で、右側が現行でございます。令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が交付され、教育委員会は文部科学大臣が定める指針に基づき、教員の業務量を適切に管理し、健康を確保するための業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、総合教育会議へ報告することが義務付けられました。このことから、既存の計画である学校における働き方アクション・プランを活用し、達成すべき目標や具体的な措置の内容を盛り込むため、下線部分を一部改正、追加し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」とするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

八柳教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

八柳教育長 議案第8号『学校における働き方改革アクション・プラン（第3期）の一部改正について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

- 八柳教育長 以上で、本日付議されました議案の審議は全て終わりましたが、その他の案件について、事務局から何かありますか。
- 小林課長 お手元にお配りしております質疑書につきましては、3月5日から開催されました定例議会におきまして、質問を頂いた内容となっております。
時間のある時にご覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 八柳教育長 皆様から何かございますか。
- 天野委員 中間答申に係る資料について、制服のアンケートの中で「町の給食がほとんど町の給食センターで作られていないという現実を悲しく情けなく思う。」とありますが、このようなことがあるのでしょうか。またこの資料は公表されているのでしょうか。
- 小林課長 給食につきましては給食センターで作っておりますが、一部冷凍食品を使ってそれを温めるだけであるとか、加工されたものを温めたりしていることから、調理されてないんじゃないかという意見だと思います。
また、アンケートにつきましては、ホームページにて公表しております。
- 天野委員 アンケートがどのような意図で書かれたかは分かりませんが、すべて給食センターから出しているということが間違いでなければ、何かの機会に、ちゃんと例えば、長沼の食材を使用していることも含め、給食センターの方からアピールしていただければ、というふうに思いました。
また、制服のところについて読んでおりますと、義務教育学校になるのであれば、私服でもいいんじゃないかっていう意見が結構見られました。現在、小学校は私服、中学校は制服ですので、そのまま続けた方が良くはないかとの意見もあったと思うので、やはり制服にしたメリットを、伝える機会があってもいいのではないかな、というふうに思ったのですが、これから何かそのようなことをする機会というの也有りますか。
- 藤田参事 開校準備委員会におきまして、児童生徒及び保護者アンケートの結果を基に、制服にするかどうかについて、委員の皆さんからご意見をいただき、審議をした結果、制服にするということで決定をしております。制服のメリットにつきましては、天野委員がおっしゃいました、格差が出にくいことに加え、子どもたちの発達の段階を踏まえますと、制服があったほうが服装が華美にならないことや、家庭の経済的負担を抑えられることもメリットとして考えられますの

で、今後、制服の説明を行う際には、情報提供していきたいと考えております。

天野委員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

八柳教育長

他にございませんか。

(なしの声)

八柳教育長

無いようですので、これをもちまして、令和7年度 第4回 長沼町教育委員会 臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞様でした。

令和7年度第4回長沼町教育委員会臨時会議事日程

令和8年3月26日 午後4時00分開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前回会議録の承認について
- 日程第3 教育長業務報告
- 日程第4 学校職員の発令内申について (報告第1号)
- 日程第5 長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会からの
中間答申について (報告第2号)
- 日程第6 令和7年度一般会計教育費補正予算(第8号)に
ついて (報告第3号)
- 日程第7 区域外就学の届出について (報告第4号)
- 日程第8 長沼町青少年センター青少年指導員の委嘱につい
て (議案第1号)
- 日程第9 長沼町教育委員会規則で定める申請書等の押印及
び署名の特例に関する規則の制定について
(議案第2号)
- 日程第10 長沼町教育委員会公告式規則の一部を改正する規
則制定について (議案第3号)
- 日程第11 長沼町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関

する条例施行規則の一部を改正する規則制定につ

いて (議案第4号)

日程第12 長沼町水泳プール条例施行規則の一部を改正する

規則制定について (議案第5号)

日程第13 長沼町立学校スクールバス利用管理規程の一部を

改正する規程制定について (議案第6号)

日程第14 教育財産の用途廃止について (議案第7号)

日程第15 学校における働き方改革アクション・プラン(第

3期)の一部改正について (議案第8号)